

2025 年度(第 18 回)日本熱傷学会熱傷専門医 更新審査についての手引き

2024 年 10 月
一般社団法人 日本熱傷学会
代表理事 松村 一
専門医委員会
委員長 島田 賢一

日本熱傷学会は、日本熱傷学会専門医制度規則および同施行細則にもとづき、第 18 回熱傷専門医更新審査を下記の要領で実施いたします。

1. 熱傷専門医更新申請が必要な方

2025 年度熱傷専門医更新対象者は、以下となります。対象者一覧は当会ホームページに掲載しています。

- 1) 2020 年度に専門医を取得または更新した者
- 2) その他 留保または保留の者

2. 更新申請書類

更新申請書類様式は当会ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

なお、更新申請時 65 歳以上の専門医については、更新申請書類のうち(1)と(7)の提出および更新審査料・登録料納付のみ必要となります。

- 1) 日本熱傷学会熱傷専門医更新申請書 (様式 1)
- 2) 履歴書 (様式 2)
- 3) 過去 5 年間の診療実績 (様式 3)
- 4) 過去 5 年間の業績目録 (様式 4)
- 5) 業績目録を証明するもの(参加証、学会発表プログラム、論文、査読の依頼状と査読結果などのコピー)
- 6) **更新申請書類 1)～5)を順にまとめた PDF データ 1 点を保存した CD 【1 枚】**
- 7) 更新審査料領収書のコピー

※ 3)、4)の対象とする診療および業績期間は、2020 年 1 月 1 日より 2024 年 12 月 31 日までの 5 年間です。

※ 申請書類は A4 サイズで印刷したものを 1 部提出してください。
PDF データは、印刷・押印した申請書類をスキャンしてください。

3. 更新申請手続き方法

- 1) 学会事務局から更新対象者に更新案内と審査料振込用紙が送付されます。
- 2) 更新審査料 20,000 円は、更新案内に同封の郵便振替用紙にて振り込んでください。
同封の郵便振替用紙を利用しない場合は、通信欄に専門医番号を記載してください。

[振込先] 口座名義：一般社団法人日本熱傷学会専門医委員会
口座番号：00150-4-360181

4. 書類受付期間

2024 年 12 月 1 日(日)～2025 年 1 月 15 日(水) (消印有効)

5. 審査および結果通知

審査結果は専門医委員会が代表理事に報告し理事会の承認を得たのちすみやかに申請者に通知し

ます。登録料の納付を確認した後、代表理事が学会の専門医資格名簿に登録のうえ認定証を本人へ送付します。

2025年度は、2025年2月頃に書類審査、2025年3月頃に結果通知を予定しています。

6. 認定証の有効期間

資格有効期間は、2025年4月1日～2030年3月31日となります。

7. 書類送付先

提出書類は、**簡易書留またはレターパックプラス等にて**委員会へ送付してください。

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9階

(株)春恒社 学会事業部内 日本熱傷学会専門医委員会 宛

8. 申請書類記入・作成に関する注意事項

1) 過去5年間の診療実績 (様式3)

過去5年間に下記の10項目のうち最低5項目の診療に従事した経験を診療件数にて記入すること。

5項以上の診療実績がない場合は不合格となります。また、記録の提出は不要です。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 広範囲熱傷 | 6. 顔面熱傷 |
| 2. 小児熱 | 7. 外陰部・会陰部熱傷 |
| 3. 高齢者熱傷 | 8. 熱傷後肥厚性瘢痕または瘢痕拘縮 |
| 4. 気道熱傷 (損傷) | 9. 化学熱傷 (損傷) |
| 5. 手・足の熱傷 | 10. 電撃傷 |

2) 過去5年間の業績目録 (様式4)

過去5年間に学術集会参加・学会発表・論文の基準点数を、合計100点以上獲得していること。5年間で100点を超える点数があればそれ以上の業績目録を作成する必要はありません。

業績目録として使用できる学術集会参加・学会発表・論文それぞれの基準点数は以下のとおりとなります。

(1) 学術集会参加

- | | | |
|---------------------------|-----------|------------|
| 1. 日本熱傷学会学術集会 | 25点 | |
| 2. 日本熱傷学会地方会 | 10点 | |
| 3. 日本熱傷学会講習会 | 10点 | |
| 4. 国際熱傷学会 (ISBI congress) | 20点 | |
| 5. その他の熱傷関連の国際学会 | 10点 | |
| 6. 日本熱傷学会が認めた関連学会 | 5点 | |
| ・日本医学会 | ・日本救急医学会 | ・日本形成外科学会 |
| ・日本皮膚科学会 | ・日本外傷学会 | ・日本集中治療医学会 |
| ・日本創傷外科学会 | ・日本創傷治癒学会 | ・日本臨床救急医学会 |

(2) 学会発表

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 日本熱傷学会学術集会 | |
| 1-1 パネル・シンポ・講演等 | 20点 |
| 1-2 司会・座長 | 10点 |
| 1-3 一般演題 (筆頭のみ) | 10点 |
| 2. 日本熱傷学会地方会 | |
| 2-1 パネル・シンポ・講演等 | 10点 |
| 2-2 司会・座長 | 5点 |
| 2-3 一般演題 (筆頭のみ) | 5点 |
| 3. 日本熱傷学会講習会 | |
| 3-1 司会・講師 | 20点 |
| 4. 国際熱傷学会 (ISBI congress) | |

4-1	パネル・シンポ・講演等	20点
4-2	司会・座長	10点
4-3	一般演題（筆頭のみ）	10点
5.	その他の熱傷に関連する国際学会	
5-1	パネル・シンポ・講演等	10点
5-2	司会・座長	5点
5-3	一般演題（筆頭のみ）	5点
6.	日本熱傷学会が認めた関連学会（熱傷に関連する発表）	
6-1	パネル・シンポ・講演等	10点
6-2	司会・座長	5点
6-3	一般演題（筆頭のみ）	5点
(3)	論文	
1.	日本熱傷学会機関誌「熱傷」の論文	
1-1	筆頭	20点
1-2	共同	10点
	（Burns、Burns Open および The Journal of Burn Care&Research は同点とする）	
2.	熱傷に関連したその他の論文	
2-1	筆頭のみ	10点
3.	機関誌「熱傷」の論文査読（一篇につき）	10点

3) 業績目録を証明するもの

- ① 業績目録を証明するものを、**様式4の業績目録と同じ順番で並べて添付**してください。
 学術集会参加の場合は参加証を、学会発表の場合はプログラム、論文の場合は論文、査読の場合は査読依頼状と査読結果の写し（査読歴が不明な方は事務局までお問合せください）など各項目を証明するものを添付すること。（すべてコピー可）
- ② **学会参加証を紛失した場合は、様式4の表にその旨を記載してください。**

4) 更新の留保

- ① 海外留学、病気その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、熱傷専門医規則第5章第18条にもとづき、その間その個人につき本制度の適応は留保する。留保期間中は専門医資格を有する。
- ② 留保を希望する者は留保依頼書を提出すること。
- ③ 留保者の審査対象となる診療および業績の期間は、2.に記載の5年間に留学・病気期間を加えた期間とする。更新後の専門医有効期間は5年から留保期間を差し引く。

5) 更新の保留

- ① 専門医の更新を申請し、審査の結果不合格となった者は専門医資格を2年間保留とする。保留期間中は専門医資格を有しない。更新を申請しなかった場合、専門医資格は失効となる。なお、連続しての保留は認めない。
- ② 保留者の審査対象となる診療および業績の期間は7年間とする。